

# 交対室だより

(交通安全対策室)

第 10 号  
令和元年11月21日  
新潟県県民生活・環境部  
県民生活課 交通安全対策室

## ながら運転の厳罰化

スマートフォンや携帯電話は、今や私たちの生活に欠かすことのできない大変便利なアイテムですが、その一方で、運転中のいわゆる「ながら運転」による重大事故が後を絶たず、大きな社会問題となっています。道路交通法等の一部改正(令和元年12月1日施行)により、運転中の携帯電話使用等に関する罰則等が強化されます。

### 令和元年12月1日からの改正点

交通事故を起こすなど、交通の危険を生じさせた場合は・・・

#### 【現行の規定】

- 罰 則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 点 数：2点
- 反則金：大型車1万2千円・普通車9千円・二輪車7千円・原付6千円

#### 厳罰化

#### 改正後

- 罰 則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 点 数：6点
- 反則金：なし(即、罰則適用)

携帯電話使用等に起因する人身事故を起こした場合免許の効力の仮停止の対象になります。

※免許の効力の仮停止… 警察署長が、免許の取消し・停止処分を待たずに、事故を起こした日から起算して30日を経過する日を終期として免許の効力を停止すること。

### 上記以外の場合(通話や画像注視)でも・・・

#### 【現行の規定】

- 罰 則：5万円以下の罰金
- 点 数：1点
- 反則金：大型車7千円・普通車6千円・二輪車6千円・原付5千円

#### 厳罰化

#### 改正後

- 罰 則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 点 数：3点
- 反則金：大型車2万5千円・普通車1万8千円  
二輪車1万5千円・原付 1万2千円

○ 運転中の携帯電話使用等の厳罰化以外にも「運転免許証の再交付対象の拡大」などが改正されます。

○ 詳しくは、県警ホームページをご覧ください。

新潟県県民生活・環境部 県民生活課 交通安全対策室

電話：025-280-5913 e-mail: ngt030110@pref.niigata.lg.jp

## 横断歩道での歩行者優先